

平成30年11月30日

島根県総務部人事課

担当者：山口、北尾

電話：0852-22-5032

FAX：0852-22-5024

メール：jinji@pref.shimane.lg.jp

環境生活部廃棄物対策課

担当者：高山、廣江

電話：0852-22-6167

FAX：0852-22-6738

メール：haikibutu@pref.shimane.lg.jp

島根県研修センターにおける蛍光灯安定器からのPCB油漏れについて

自治研修所及び島根県教育センターが入る島根県研修センター(松江市内中原町255-1)の蛍光灯安定器からPCB油漏れがありました。

この処理にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づかない取扱いがありましたが、詳細は下記のとおりです。

記

1. 経緯

- ・11月5日(月)8時30分頃、島根県研修センター内の執務室の床に直径3cm程度の油のようなものが付着していることを職員が発見し、ティッシュで拭き取り。
- ・11月6日(火)8時30分頃、同じ場所に直径3cm程度の油のようなものが付着していることを職員が発見し、蛍光灯器具からの油漏れと確認。油は職員がティッシュ、ぞうきんで拭き取り。委託業者が蛍光灯器具取り替え。
- ・11月12日(月)、蛍光灯の安定器がPCB含有と判明したが、PCB油を拭き取ったティッシュ、ぞうきん等の汚染物は、法に基づいて特別管理産業廃棄物として廃棄すべきところ、すでに一般廃棄物としてエコクリーン松江に運搬、焼却処分されていた。

2. 問題点

- (1) ティッシュ、ぞうきん等のPCB汚染物を、法に基づかない方法で廃棄した。
- (2) 島根県研修センター内の蛍光灯器具については、過去に調査し、PCB含有器具は取り替えていたが、今回の事故により調査もれが判明した。

3. 健康への影響

PCB 油が直接付着した者はなし。

拭き取り作業、蛍光灯器具の取替作業等を行った職員、委託業者社員に対し、健康診断を実施。健康への影響なし。

4. 生活環境への影響

法に基づく指導監督権限を持つ松江市の見解は以下のとおり

- (1) 拭き取りに用いたティッシュ、ぞうきん等の汚染物は、人の手に触れることなく、密閉状態で運搬されており、一般環境に漏れ出ることはない。
- (2) エコクリーン松江では、搬入されたゴミは高温で焼却されており、PCB は分解されることから、一般大気環境への影響及びエコクリーン松江周辺環境への影響はない。

5. 今後の対応

- (1) 島根県研修センター内の蛍光灯器具を再調査
- (2) 保管している油漏れのあった PCB 含有器具、PCB 汚染物については、定められた方法により廃棄
- (3) 県有施設においては、平成 28 年度から PCB 含有器具の最終確認を進めていたが、今回の事故を受けて、改めて確認を徹底
- (4) 万が一油漏れを発見した場合の対応方法（素手で触れない、汚染物がある場合は密閉して保管し、廃棄しない等）について、職員に周知徹底

〈参考〉

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

燃えにくく、電気絶縁性に優れているため、変圧器やコンデンサ、業務用照明器具などに使われてきたが、有害であることが判明したため、昭和 47 年以降は製造中止。

安定器

不安定な放電現象を安定させ、始動（点灯）を助けるためのもの。PCB 含有安定器は、昭和 32 年 1 月から昭和 52 年 3 月までに建設・改修された施設の一部で使用。